平成２４年（フ）第５８０５号
大阪府門真市島頭２丁目６番７号
債務者　小松　健雄
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１５号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2009号
債務者　吉鳥大国町店こと　安子　一洋
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３４６号
大阪府東大阪市角田２丁目５番６号
債務者　西　　早苗
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３７５号
大阪府豊中市桜の町５丁目２番26号
債務者　池田　幸雄
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９９号
大阪府大東市三箇１丁目13番16号　パークメゾン三箇２番館503号室、住民票上の住所大阪府大東市三箇６丁目22番13号
債務者　城間イサベルこと　グスクマ・デ・サラス・イサベル・テレサ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４９号
大阪市平野区長吉出戸５丁目３番69号　センチュリーハイツ出戸203
債務者　川本利津子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５７号
大阪府守口市大日町２丁目29番２号、申立時の住所大阪府守口市大日町４丁目24番17号
債務者　柚木富美子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９７号
大阪府枚方市星丘４丁目24番18号
債務者　柳　　郁則
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０８号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目３番22号　フローラハイツⅢ102号
債務者　西村　秀雄
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１２号
大阪市平野区平野馬場２丁目３番27号　ラ・カーユ501
債務者　金　　ソル
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１６号
大阪市北区本庄東２丁目４番１―931号
債務者　寺田　　智
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９３号
大阪市平野区喜連東４丁目３番６―103号
債務者　肉のつるやこと　吉田　國廣
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６６号
大阪市生野区生野東２丁目10番26号
債務者　森山　良一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８４号
大阪市東淀川区菅原６丁目14番６―309号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　藤田　元臣
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７２号
大阪府守口市南寺方東通２丁目11番31―401号
債務者　藤本由美子（旧姓渡津）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７３号
大阪府吹田市泉町３丁目19番27―701号
債務者　薮こと　藪　　玲子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８９０号
大阪市住吉区遠里小野３丁目５番14号　田村方
債務者　小西まり子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部